

社会福祉法人大泉旭出学園 次世代育成行動計画（第5期）

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日から
令和 8年 3月31日まで 3年間

2. 内 容 目 標 1

改正育児・介護休業法に基づく育児休業等の制度を周知する。

<対策>

- ・令和 5年 4月～ 令和5年1月1日施行の育児・介護休業等に関する取扱規程を配布することにより制度について周知する。
- ・令和 6年 4月～ 制度について説明会を開催する。

目 標 2

育児休業・産後パパ育休についての資料を配布し、制度の周知を図るとともに本人または配偶者の妊娠・出産の申し出をした職員に個別に説明し、制度の有効利用を促進する。

<対策>

- ・令和 5年 4月～ パンフレットや就業規則等の該当部分などを配布することにより、育児休業・産後パパ育休について周知する。
- ・令和 6年 4月～ 育児休業・産後パパ育休について説明会を開催する。

目 標 3

年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間平均10日以上とする。

<対策>

- ・令和 5年 4月～ 5日間の計画的付与の定着とさらなる計画的な取得に向けて、業務内容や役割分担を再検討する。
- ・令和 6年 4月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する。

社会福祉法人大泉旭出学園

女性の活躍を推進するための行動計画（第3期）

女性が、管理職・役職（係長・主任等）として活躍できる雇用環境や職業生活と家族生活との両立に資するような雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日から
令和 8年 3月31日まで 3年間
2. 課題 (1) 管理職・役職（係長・主任等）に占める女性職員の割合が低い。
(2) 年次有給休暇の取得率が低い。
3. 目標 (1) 管理職・役職（係長、主任等）に占める女性職員の割合を30%以上にする。
(2) 有給休暇の取得率を60%以上にする。
4. 取組内容と実施時期
 - 取組 1 女性職員が出産・子育てをしながらキャリア形成していけるような環境を整える。
 - ・令和 5年 4月～ 産前産後休業や育児休業などの制度について再周知する。
 - ・令和 6年 4月～ 仕事と家庭との両立がスムーズにできるよう勤務形態等を本人とともに検討していくことで、キャリア形成につなげていく。
 - 取組 2 管理職・役職（係長・主任等）の育成を目的としたキャリア研修を実施する。
 - ・令和 5年 4月～ 研修プログラムを検討する。
 - ・令和 6年 4月～ 管理職・役職育成研修を実施する。
 - 取組 3 年次有給休暇の取得の促進のため、働き方の見直しをする。
 - ・令和 5年 4月～ 5日間の計画的付与の定着とさらなる計画的な取得に向けて業務内容や役割分担を再検討する。
 - ・令和 6年 4月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する。